

## 熊本県建設業者営業所等調査実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、建設業者の経営実態を的確に把握することにより、建設工事の適正な施工及び品質を確保し、もって建設業の健全な発展の促進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(調査対象)

- 2 調査の対象は、熊本県内に営業所を置く建設業許可業者とする。

(調査事項)

- 3 調査は、次の事項について調査対象業者の協力を得て行うものとする。

- (1) 営業所の状況
- (2) 経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者の状況
- (3) 営業所専任技術者及び国家資格者等、監理技術者の資格等
- (4) 建設業法施行令第3条の使用人の状況
- (5) 経営内容及び請負工事の状況
- (6) 施工体制及び施工状況
- (7) その他必要と認める事項

(留意事項)

- 4 調査は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 調査を行う場所は、調査対象業者の営業所及び工事現場等とすること。
- (2) 原則として、2名体制で行うが、必要がある場合は関係機関の職員又は警察官の立会いを求めること。
- (3) 調査員は、調査直近においてあらかじめ調査対象業者に調査の予告を行い、業務に支障のない範囲で関係書類等の準備を求めること。
- (4) 調査を行う場合は、業務に支障のない範囲で調査対象業者の代表者、経營業務の管理責任者、営業所専任技術者等の立会いを求めること。
- (5) 調査は、建設業許可要件、経営実態等に関する資料の提示を求め、これを確認することにより行うこと。
- (6) 調査の拒否、妨害、その他の事由により調査の継続が難しい場合は調査を中止し、その旨を監理課長に報告すること。
- (7) 調査終了後は、速やかに別記様式により、その内容を監理課長に報告すること。

(調査結果の公表)

- 5 調査した全体の結果については、その概要を取りまとめ公表するものとする。

(その他)

- 6 調査員は、次の事項を遵守することとする。

- (1) 常に品位を保持し、調査に対する信頼を得るよう努めること。
- (2) 調査に当たって知り得た秘密を保持すること。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。